

大阪市立南港桜小学校

『いじめ防止基本方針』

令和6年度版

大阪市立南港桜小学校 「学校いじめ防止基本方針」

令和6年4月 生活指導部

I. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

本校では、下記のような事象が、行われたと判断した場合を「いじめ」と定義する。

（1）言葉によるいじめ

- ① 人の心を傷つける言葉（落書き・手紙・ネット等への書き込みを含む）
- ② 名前を使ったやひやかし、からかい等の言葉

（2）態度によるいじめ

- ① 相手を意識した、内緒話や目くばせ等
- ② 相手を無視する、返事をしない、仲間に入れない等

（3）行為によるいじめ

- ① いたずら電話や無言電話
- ② 相手の持ち物を無断で使用することや、隠したり、傷つけたり、落書きしたりする。
- ③ ライン、メール、掲示板などへの書き込みによる中傷や拡散

（4）強要によるいじめ

- ① 使い走りや万引きをさせたり、金品を強要したりする。
- ② 嫌なことを押しつける。

（5）暴力によるいじめ

- ① プロレスごっこ等の遊びに名を借りたいじめ
- ② 通りすがりに足をかけたり、たたいたりの嫌がらせ
- ③ なぐる・けるなどの暴力

2. 本校の基本指針のポイント

上記の定義をもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る」という認識のもと、めざす子ども像である「自分を大切にする・周りの人を大切にする・失敗を恐れず挑戦する」の態度の育成のために「南港桜小学校いじめ防止基本方針」を策定する。いじめの未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決をめざす、本校の基本方針のポイントとして、以下の4点をあげる。

- （1）児童が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていく。
- （2）児童一人一人が集団の一員としての自覚や自信をもつことにより、互いを認め合える人間関係を作り出していくことを、意識した日々の指導を行う。
- （3）日常的に児童の行動の様子を把握したり、定期的なアンケート調査や児童の欠席日数などで検

証したりして、未然防止の取組が着実に成果を上げているかどうかについて確かめる。そして、どのような改善を行うのか、どのような新たな取組を行うかを定期的に検討し、体系的・計画的にPDCAサイクルに基づく取組を継続させる。

- (4) 家庭や「いきいき事業」、地域の諸団体と連携し、学校外の児童の生活や集団を多面的に把握し、いじめの未然防止・早期発見・早期解決に努める。

3. いじめ未然防止の取組

- (1) すべての教育活動において、思考力、判断力、表現力を意識した学習過程を工夫する。児童が相互に意見や考えを交流することによって学び合いの楽しさや学びの意義を実感する。
- (2) 学校全体がいじめを許さない児童の育成に努める。生命尊重、人を大切にすること、ちがいを認め合うことを大切に支援・指導を深める。
- ① 児童朝会や学級活動などで、校長をはじめとして教職員がいじめの問題にふれ、「いじめは絶対に許されない」という雰囲気を学校全体に醸成していくようとする。
- ② 「特別の教科 道徳」の指導を重点におき、さらに日々の学級指導の中でどのような言動がいじめなのかを感じられる心を涵養する。また、すべての教育活動において、児童の社会性を育み、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培っていき、自他の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度を養っていく。
- ③ 自分の周囲で行われているいじめに対する無関心な態度が、結果的にその行為を容認しているということを児童が認識できるようにし、「教員や保護者に言う」ことからいじめの解決につながっていくことを意識して行動することができるようとする。
- ④ 携帯・スマホなどを所有している状況を把握し、メールや・ライン・ツイッター、プロフなどのSNSの活用に関する情報モラル教育を、そのトラブルの具体的な事例を示しながら指導する。
- (3) 学校教育方針をはじめ、運営に関する計画などをもとに支援・指導の充実、深化を図る。「学校安心安全ルール」などを児童に提示し、できていないことを指導するのではなく、認める場面を積極的に設ける。
- (4) 児童の些細な変化を共有化する。毎月行っている「生活指導部会」「職員会議」において児童や家庭の生活の現状や変化を共有化し、組織的に適切な対応ができるようとする。
- (5) いじめアンケートなどの実態把握と分析などを適切に行い、より適切な支援・指導ができるようになる。また、地域や保護者とも連携をし、児童の生活を多角的に支援できるようにしていく。学校外での児童のようすについても情報を得るようにし、学校だよりやホームページ等で啓発し、保護者や地域、関係諸機関との連携も図る。
- (6) 年に1回以上校内研修を行い、「いじめ」についての支援・指導、対策についての共通理解を図る。また、校外で行われる研修に積極的に参加する。

4. いじめの早期発見についての取組

- (1) いじめは、おとなが気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。
- (2) 児童の気になる言動を日常的に情報を把握、共有するようとする。また、毎月行っている「生活指導部会」「職員会議」において児童や家庭の生活の現状や変化を把握する。教職員間での相談が日常的にできるようとする。
- (3) インターネット、スマートフォン、携帯電話など大人が気づきにくい形で進行している場合があるた

め、日常的な児童や家庭との交流を大切にし、児童が訴えやすい雰囲気を醸成する。

- (4) 保護者への連絡を日常的にしっかりとし、家庭訪問、電話連絡などこまめに行い、いじめに関しても相談できるような関係を築いておく。地域との連携も日常的に行い、学校外での行動についても把握できるようにする。
- (5) 大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても早い段階から的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく認知し、対応していく。

5. いじめの早期解決についての取組

【基本姿勢】

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込みず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- (1) 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。また、児童や保護者から、いじめに関する相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為に対しては、早い段階から的確に関わりを持つようとする。その際、いじめられた児童や、いじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- (2) いじめを発見したり、通報を受けたりした教職員は、一人で抱え込みず、管理職に伝える。管理職は生活指導部長と連携して「いじめ防止対策委員会」(後述)を開催し、直ちに情報を共有する。さらに、速やかに関係児童から事情を聞き取り、いじめ事実の有無を確認する。
- (3) いじめの事実が確認できたら、「いじめ防止対策委員会」で問題解決に向けた対応を協議し、被害児童の保護と、加害児童への指導にあたる。また、双方の保護者に連絡する。
- (4) ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。(プロバイダに対しての削除依頼など)そのためにも、大阪市教育委員会に速やかに報告し、『大阪の子どもを守るサイバーネットワーク』を活用する。
- (5) 児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに住之江警察署に通報し、適切に援助を求める。

【いじめられた児童及び保護者への支援】

- (1) いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するとともに、いじめられた児童に対し、徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する。
- (2) いじめられた児童にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の人等)と連携し、児童に寄り添い支える体制をつくる
- (3) いじめられている児童に「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高め心のケアに努めるよう留意する

【いじめた児童及び保護者への支援】

- (1) 事実関係を聞き取ったら迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得たうえで、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対して継続的に助言を行っていく。
- (2) いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- (3) 必要に応じて、いじめた児童を別室において指導したり、出席停止制度を活用したりして、いじめら

れた児童が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る。

- (4) いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、不満やストレス（交友関係や学習、進路、家庭の悩み等）があっても、いじめに向かうのではなく、運動や読書などでの的確に発散できる力を育む。
- (5) いじめる児童に指導を行っても十分な効果を上げることが困難である場合は、住之江警察署等とも連携して対応する。

【 いじめが起きた集団への指導 】

- (1) いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせるようとする。具体的には、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。また、はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させる。
- (2) いじめの解決とは、加害児童による被害児童に対する謝罪だけでなく、これらの児童と他の児童との関係修復を経て、好ましい集団活動を取り戻すことであると考えられる。そこで、すべての児童が集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団育成をめざしていく。

6. 重大事案への対処

重大事案とは（いじめ防止対策推進法第 28 条）

- 1.「生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い」
 - 2.「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」
- を指す。

- (1) 「生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い」について

- ① 児童が自殺を企図した場合。
- ② 身体に重大な障がいを負った場合。
- ③ 金品などに重大な被害を被った場合。
- ④ 精神性の疾患を発症した場合。

※「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」については不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とする。ただし、児童が一定期間連續して欠席しているような場合には、上記目安にかかるわらず、大阪市教育委員会や学校の判断により、迅速に調査に着手する必要がある。重大事案の疑いがあった場合、速やかに教育委員会に報告し、連携して、調査及び対応を行う。

- (2) 保護者に対しては、学校が知りえた事実を隠ぺいせず、窓口を一本化して、誠意ある対応を行う。
- (3) いじめ防止対策委員会を立ち上げ、事実関係を明確にする。
- (4) 被害児童及び保護者には、いじめ防止対策委員会で把握した事実について、適切に情報提供を行う。
- (5) 教育委員会にも適宜報告を行い、連携をとる。

7. いじめ発見時の対応

【基本的な姿勢として】

発見者にとっては「大したことではない」「気のせい」「思い込みすぎ」と思ったことでも、いじめの被害を受けた当事者の感性は非常に鋭く耐えがたいものである。いじめ事案をはじめとした人権侵害の問題かどうかの判断は、一人でできるものではない。些細なことであっても、管理職・生活指導部長・教務部長に報告して組織で対応していく。

